

回答書

平成27年6月4日

内閣総理大臣認定適格消費者団体

特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク

理事長 高嵩英弘 殿

京都市中京区西ノ京中御門東町134番地

株式会社セラマ

代表取締役社長 齋藤武雄

冠省

京都地方裁判所平成27年(ワ)第9号間接強制申立事件
に関し、貴NPO法人からの2015年6月1日付通知書
について回答します。同事件決定主文第1項記載の契約
書用紙は、平成25年4月8日、旧約款から新約款への
切り替えと同時に廃棄しました。その際、当社営業所の
各担当者に対し、同決定主文第1項記載の意思表示を行
わないこと、同第2項記載の契約書用紙を破棄すること
を指示し、同旨を各営業所の全従業員に周知するよう指
示しました。また、同決定後、平成27年5月12日には、
同決定の事実を従業員に周知すると同時に、前記指
示を改めて行っています。以上のとおり回答します。

この郵便物は平成27年6月4日第51350号
書留内容証明郵便物として差し出したことを証明します

日本郵便株式会社

